
3 早期再就職支援等助成金

(2) 雇入れ支援コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の4及び第102条の5の規定に基づく早期再就職支援等助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0600 支給要件の確認
0101 趣旨	0601 支給対象者に該当することの確認
	0602 支給対象措置に該当することの確認
0200 定義	0603 支給対象事業主に該当することの確認
0201 計画対象被保険者	0604 賃金台帳の確認
0202 支援書対象被保険者	
0203 特定受給資格者	0700 支給決定
0204 ローカルベンチマーク	0701 支給決定通知
0205 給与等受給者一人当たりの平均受給額	0702 支給決定取消通知
0206 申請事業主	0703 支給決定台帳への記入及び書類の保管
0207 毎月決まって支払われる賃金	
	0800 委任
0300 支給要件	0801 公共職業安定所長への業務の委任
0301 支給対象者	
0302 支給対象措置	0900 附則
0303 支給対象事業主	0901 施行期日
	0902 経過措置
0400 支給額	
0401 支給額	
0402 支給限度額等	
0500 支給申請	
0501 支給申請の期限	
0502 支給申請書等	
0503 支給申請書の受理	

0100 趣旨

0101 趣旨

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）（以下「雇入れ支援コース」という。）は、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職による労働移動を実現するために、公共職業安定所長の認定を受けた再就職援助計画（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第24条第1項又は第25条第1項の規定により作成される再就職援助計画をいう。以下同じ。）の対象となった労働者若しくは高年齢者等

の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高齢法」という。）第 17 条第 1 項に基づいて事業主から求職活動支援書の交付を受けた労働者又は雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）の早期再就職を促進させるため、当該労働者を早期に雇い入れた事業主に対して助成を行うものである。

0200 定義

0201 計画対象被保険者

本要領における「計画対象被保険者」とは、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であって、事業主が作成し認定を受けた再就職援助計画の対象となった一般被保険者等（雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者又は雇用保険法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）をいう。

なお、再就職援助計画の対象者は次の者である（平成 13 年 9 月 12 日付け職発第 537 号「雇用対策法に基づく再就職援助計画及び大量雇用変動の届出等に関する取組みについて」別添「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の再就職援助計画認定審査基準及び大量の雇用変動の届出等に係る業務取扱要領」（以下「再就職援助計画等業務取扱要領」という。）Ⅱ第 2 の 1（4）～（6）参照）。

① 常時雇用する労働者であること

臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等（当該事業主に継続して 6 か月以上雇用されている者又は継続して 6 か月以上雇用されることが予定されているものを除く。）、1 週の所定労働時間が 20 時間未満の者、船員、国家公務員、地方公務員はこれに該当しない。

② 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者であること

イ 形式上自己都合による離職者とされているものであっても、当該事業規模の縮小等が実施されることに起因する事情により離職を余儀なくされるものと認められるときは、これに該当するものとして取り扱うこととして差し支えない。

ロ 期間を定めて雇用される者であって常時雇用する労働者に該当する者が、事業規模の縮小等に伴い、契約期間の満了前に解雇等の対象となる場合は当然にこれに該当する。

ハ 期間満了による雇止めについては、以下の場合にこれに該当する。

- (イ) 期間の定めのある労働契約の更新により 3 年以上引き続き雇用されている労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合
- (ロ) 労働契約により更新又は延長されることが明示されている期間の定めのある常時雇用する労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合
- (ハ) 労働契約により更新又は延長される場合があることが明示されているが更新又は延長の確約がない期間の定めのある常時雇用する労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合

0202 支援書対象被保険者

本要領における「支援書対象被保険者」とは、解雇等により離職することとなっている高年齢者等であって、高齢法第 17 条第 1 項に基づき事業主から求職活動支援書の交付を受けた雇用保険の一般被保険者をいう。

0203 特定受給資格者

本要領における「特定受給資格者」とは、雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する者をいい、雇用保険受給資格者証の 12「離職理由」欄に 11、12、21、22、31 又は 32 が記載されている者をいう。

0204 ローカルベンチマーク

本要領における「ローカルベンチマーク」とは、経済産業省がインターネット上で提供する企業の経営状態の把握をするためのツールをいう。

0205 給与等受給者一人当たりの平均受給額

本要領における「給与等受給者一人当たりの平均受給額」とは、雇用保険被保険者一人当たりの年間の平均賃金額をいう。

0206 申請事業主

本要領における「申請事業主」とは、雇入れ支援コースの支給を受けるため、支給申請を行う雇用保険適用事業所の事業主をいう。

0207 毎月決まって支払われる賃金

イ 本要領における「毎月決まって支払われる賃金」とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限る。）

諸手当に含むか否かについては以下による。

(イ) 諸手当に含むもの。

a 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ロ) 諸手当に含まないもの。

a 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精勤手当、報奨金等）

b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ハ) 上記(イ)、(ロ)で挙げた手当以外の手当については、手当の名称にかかわらず実態により判断するものとする。

ただし、諸手当に含むか否かについては、手当の名称にかかわらず実態により判断することとし、上記(イ)に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記(ロ)に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する家族手当。

- b 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する通勤手当。
- c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当。
- ロ 試用期間中の毎月決まって支払われる賃金が、試用期間後の賃金よりも低く設定されている場合、試用期間終了後に初めて到来する試用期間後の労働条件による賃金支払い日の毎月決まって支払われる賃金を対象とすることができる。
- ハ 対象者の賃金が時給や日給、出来高払い等でありその月ごとに賃金の変動する場合には、原則として、実際に支払われた賃金を比較すること。

ただし、雇入れ後に初めて到来する賃金支払日の労働日数が著しく少ない等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較すること。

(イ) 労働日に通常支払われる賃金の額

該当月における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額に、対象者の1日所定労働時間（雇用契約書や就業規則上で定められた時間）を乗じて得た額をいう。

ただし、時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額が明確に定められていない場合は、該当月において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第5項及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第21条の規定に基づき、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いて次により算定した額に、1日の「所定労働時間数」（雇用契約書や就業規則上で定められた時間）を乗じて得た額を、「労働日に通常支払われる賃金の額」とする。

a 時間によって定められた賃金

その金額

b 日によって定められた賃金

その金額を1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均労働時間数）で除して得た金額

c 週によって定められた賃金

その金額を週における所定労働時間数（週によって所定労働時間数が異なる場合には、4週間における1週平均所定労働時間数）で除して得た金額

d 月によって定められた賃金（休日手当その他 a から c 及び e から g までの掲げる賃金以外の賃金を含む。）

その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除して得た金額

e 月、週以外の一定の期間によって定められた賃金

前各号に準じて算定した金額

f 出来高払い制その他の請負制によって定められた賃金

算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下同じ。）において出来高払い制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除して得た金額

g 前各号の賃金の2以上からなる賃金

その部分について前各号によってそれぞれ算定した金額の合計額

(p) 所定労働日数

該当月における雇用契約書や就業規則上で定められた所定労働日数をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象者

雇入れ支援コースの支給対象とする者（以下「支給対象者」という。）は、次のイ・ロ又はハ・ニのいずれも満たす労働者とする。

イ 申請事業主に雇入れられる直前の離職の際に計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であったこと（当該離職以後、申請事業主による雇入れまでの間に他の事業主の事業所に一般被保険者等として雇用されたことがないこと。）。

ロ 計画対象被保険者又は支援書対象被保険者として雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと。

ハ 特定受給資格者（申請事業主による雇入れまでの間に他の事業主の事業所に一般被保険者等として雇用されたことがないこと。）であったこと。

ニ 特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業主の事業所への復帰の見込みがないこと。

0302 支給対象措置

雇入れ支援コースは、次のイ～ニのいずれにも該当する措置をとった、0303 を満たす申請事業主に対して支給するものとする。

イ 0301 に該当する支給対象者を、計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者として雇用されていた事業所から離職した日又は特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業所を離職した日の翌日から起算して3か月以内に、期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れること。

なお、期間の定めのある労働契約で雇い入れた場合、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に切り換えた場合及び紹介予定派遣後に雇い入れた場合は上記に該当しない。

ロ 0301 に該当する支給対象者を一般被保険者等として雇い入れること。

ハ イ及びロにより雇い入れた支給対象者を、雇入れ日から起算して6か月経過した日（以下「支給基準日」という。）を超えて引き続き雇用していること。

ただし、支給基準日経過後、支給決定時までの間に、事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）により事業主が支給対象者を雇用しなくなった場合は支給対象とならない。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（事業主からの申出（各支給対象期間の支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1ヶ月以内に申出を行うものに限る。））があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）、天災その他やむを得ない理由に

より事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものである
（以下 0303 ニ、0602 ハ並びに 0603 ニにおいて同じ。）。

- ニ 支給対象者が計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者として雇用されていた事業所又は特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業所において、離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金と、雇入れから最初に到来する賃金支払日（0207 ロに該当する場合は、試用期間終了後最初に到来する賃金支払日。以下同じ。）以降 6 か月間の全ての賃金支払日に支払われた毎月決まって支払われる賃金とを比較してそれぞれ 5 % 以上上昇させていること。

ただし、毎月決まって支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく引き下げの場合及び合理的な理由なく賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合は賃金を上昇させているものとして認められない。

0303 支給対象事業主

雇入れ支援コースの支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、「第 1 共通要領」0300 を満たすことのほか、次のイ～へのいずれにも該当する申請事業主とする。

- イ 支給対象者の雇入れ日から起算してその日以前 1 年間に於いて、直前に支給対象者を雇用していた事業主との関係が、次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当しないこと。

(イ) 両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にあること（注：ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該ある事業主を「子会社」とする。）。

(ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）が同一人物であること又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

- ロ 支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること（支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象とする。）。

- ハ 再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者又は雇入れ日から起算して 1 年前の日から当該再就職の日までの間に於いて当該職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係のある事業主（0303 イ(イ)～(ハ)に示す関係と同じ）でないこと。

- ニ 支給対象者の雇入れ日の前日から起算して 6 か月前の日から 1 年を経過した日までの間（以下「早期雇入れ支援基準期間」という。）に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（雇用保険法第 38 条第 1 項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第 43 条第 1 項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。以下同じ。）を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

- ホ 早期雇入れ支援基準期間に、特定受給資格者となる離職理由のうち離職区分 1 A 又は 3 A とされる離職理由（0302 ハの重責解雇に該当する離職を除く。）により離職した者として

受給資格の決定がなされたものの数が、支給対象者の雇入れ日における雇用保険被保険者数に対して6%を超える事業主でないこと。

なお、早期雇入れ支援基準期間に、特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合にはこの限りでない。

へ 事業所において、次の(イ)～(ハ)の書類を整備、保管している事業主であること（船員法（昭和22年法律第100号）において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）。

(イ) 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」という。）の書類

(ロ) 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳等」という。）

(ハ) 離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

0400 支給額

0401 支給額

イ 通常助成

申請事業主が、支給対象者を雇い入れた場合に支給する雇入れ支援の支給額は、1人につき30万円とする。

ロ 優遇助成

支給対象事業主のうちイに該当するものが、以下のいずれかの要件を満たす場合に支給する雇入れ支援の支給額は、1人につき40万円とする。

(イ) 生産性等の向上

0204のローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること。

(ロ) 給与等受給者一人当たりの平均受給額の上昇

支給申請日の属する年度から遡って直近2年度を比較し、給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%以上上昇させていること。

ただし、支給対象者が雇入れの日から支給基準日までの間において行った労働に対する賃金（臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）の額がイ又はロの額に満たない場合は、当該賃金の額を支給する。

0402 支給限度額等

雇入れ支援コースの支給額については、同一の雇用保険適用事業所につき一の年度（支給申請年月日を基準として、同年度4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）に支給対象者500人分を上限とする。

0500 支給申請

0501 支給申請の期限

雇入れ支援コースの支給を受けようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0502 で定めた書類を次の期限までに管轄労働局長に提出しなければならない。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

助成内容	支給申請
早期雇入れ支援 (0401)	支給基準日の翌日から起算して2か月以内

0502 支給申請書等

雇入れ支援コースの支給申請に必要な書類は以下のとおりである。

ただし、支給申請時点において、支給対象者の雇入れから最初に到来する賃金支払日以降6か月間の賃金のうち、賃金支払日が到達していない賃金がある場合には、賃金支払日が到達しているものであって、支払が完了した賃金のみが記載された賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し並びに対象労働者雇用状況等申立書早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）（様式第1号）（以下「雇用状況等申立書（様式第1号）」という。）を、支給申請時に提出して差し支えないこととする。

この場合において、不足分の賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し並びに雇用状況等申立書（様式第1号）は、賃金支払日が到達し、実際に支払いが完了した後、速やかに提出することができることとする。

イ 0401 イの通常助成を受けようとする場合

(イ) 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給申請書（様式第2号）。以下「雇入れ支援コース支給申請書（様式第2号）」という。）

(ロ) 0301 の支給対象者ごとの次の書類

a 計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の場合

(a) 再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）

計画対象被保険者又は支援書対象被保険者として雇用されていた事業所において離職前に最後に支払われた毎月決まって支払われる賃金が記載されているものであること（再就職援助計画等業務取扱要領Ⅱ第7の3～4参照。）。なお、離職前に最後に支払われた毎月決まって支払われる賃金が記載されていない場合は、再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）に加えて、離職前に支払われた毎月決まって支払われる賃金を証明する書類として、次の(b)の書類も可とする。

(b) 給与明細等

離職前6か月のうち連続する2か月間の給与明細等であること。

b 特定受給資格者の場合

(a) 再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）

a(a)に同じ。なお、再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）の書類の提出が困難な場合は、次の(b)及び(c)の書類も可とする。

(b) 給与明細等

離職前 6 か月間のうち連続する 2 か月間の給与明細等であること。なお、給与明細等の書類の提出が困難な場合は、次の(c)の書類のみの提出も可とする。

(c) 雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則第 17 条の 2 に規定するもの。以下同じ。）の写し

特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業所における雇用保険受給資格者証であること。なお、雇用保険受給資格者証の写しのみを提出する場合には、離職時賃金日額が記載されたものであること。

(ハ) 0301 の支給対象者にかかる次の書類

a 雇入れ日から支給申請日までの間の、支給対象者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し

b 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等、雇入れ日と期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇用されていることがわかる書類

c 雇用状況等申立書（様式第 1 号）

(ニ) 支給要件確認申立書（共通要領様式第 1 号）（電子申請の場合を除く。）

(ホ) 早期再就職支援等助成金_雇入れ支援コース_対象労働者一覧_支給申請（電子申請の場合に限る。）

(ヘ) その他管轄労働局長が必要と認める書類

ロ 0401 ロの優遇助成を受けようとする場合

(イ) イ(イ)～(ニ)で定められた書類

(ロ) 次の a 又は b のいずれかの書類

a 0401 ロ(イ)に該当する場合

ローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類（写）及びローカルベンチマークの対象となった期間にかかる財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）

b 0401 ロ(ロ)に該当する場合

労働保険確定保険料・一般拠出金申告書（写）（支給申請日の属する年度から遡って直近 2 年度分）

必要に応じて、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表（写）を添付することができる。

また、労働保険事務を労働保険事務組合に委託した事業主については、新たに本申告書を作成して提出すること（なお、本申告書は雇入れ支援コースの支給要件の確認に用いるのみであり、新たに作成した申告書について事前に管轄労働局労働保険徴収部門への提出は不要である。）。

0503 支給申請書の受理

管轄労働局長は、支給申請に必要な書類が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、0600 の各事項に留意して、これを審査するものとする。

イ 支給申請期間内に提出されていること。

ロ 所要の事項が記載されていること。

ハ 所要の添付書類が添付されていること。

0600 支給要件の確認

0601 支給対象者に該当することの確認

労働者が支給対象者に該当することについて、申請時において、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であったことの確認（0301 イ関係）

労働者が申請事業主に雇い入れられる直前の離職の際に計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であったことについて、再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）及びハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

ロ 0203 の「特定受給資格者」に該当していることの確認（0301 ハ関係）

労働者が特定受給資格者であったことについて、対象労働者雇用状況申立書（様式第1号）の対象者の区分ハ又はニいずれかに丸が付いていること並びに雇用保険受給資格者証の写し及びハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

ハ 計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者として雇用されていた事業主の事業所又は特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業主の事業所への復帰の見込みがないことの確認（0301 ロ・ニ関係）

労働者が当該事業主の事業所への復帰の見込みがないことについて、雇用状況等申立書（様式第1号）の本人記載欄により確認する。

0602 支給対象措置に該当することの確認

支給対象事業主に該当する申請事業主が実施した措置が支給対象措置に該当していることについて、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出又は提示を求め、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、特に、当該事業主の過去の雇用実績等から判断して支給対象者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、慎重な審査を行うものとする。

イ 離職日の翌日から起算して3か月以内に期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れることの確認（0302 イ関係）

支給対象者を、離職日の翌日から起算して3か月以内に期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れたことについて、雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等により確認する。

ロ 一般被保険者等として雇い入れたことの確認（0302 ロ関係）

雇用保険被保険者台帳等により確認する。

ハ 支給対象事業主に雇用されていることの確認（0302 ハ関係）

支給対象者が、雇入れ日から支給決定時までの間、継続して雇用されていることをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

支給対象者が支給決定時までに離職している場合、それが事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）でないことをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

ニ 賃金を上昇させていることの確認（0302 ニ関係）

(イ) 計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の場合

支給対象者が計画対象被保険者又は支援書対象被保険者として雇用されていた事業所において、離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金と、雇入れから最初に到来する賃金支払日以降6か月間すべての月における毎月決まって支払われる賃金とを比較して5%以上上昇させていることについて、雇用状況等申立書(様式第1号)の(4)欄、賃金台帳又はその写し、並びに再就職援助計画対象労働者証明書(写)若しくは求職活動支援書(写)又は離職前6か月のうち連続する2か月間の給与明細等により確認する。

また、0302ニのただし書きに該当しないことについては、雇用状況等申立書(様式第1号)及び賃金台帳又はその写しにより確認の上、必要に応じて事業主からの事情聴取等により確認する。

(ロ) 特定受給資格者の場合

特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業主の事業所において、離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金と、雇入れから最初に到来する賃金支払日以降6か月間すべての月における毎月決まって支払われる賃金とを比較して5%以上上昇させていることについて、提出された書類に応じて、再就職援助計画対象労働者証明書(写)若しくは求職活動支援書(写)又は離職前6か月のうち連続する2か月間の給与明細等若しくは雇用保険受給資格者証の離職前賃金日額に30を乗じて得た額のいずれかで確認すること。

また、0302ニのただし書きに該当しないことについては、雇用状況等申立書(様式第1号)及び賃金台帳又はその写しにより確認の上、必要に応じて事業主からの事情聴取等により確認する。

0603 支給対象事業主に該当することの確認

申請事業主が、0303の支給対象事業主の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 直前に支給対象者を雇用していた事業主との関係の確認(0303イ関係)

支給対象者の雇入れ日から起算してその日以前1年間において、申請事業主と直前に支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にないことについて、雇用状況等申立書(様式第1号)の(2)欄により確認する。

ロ 雇入れ以降、支給対象者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないことの確認(0303ロ関係)

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等(その写しを含む。)により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

また、支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう申請事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ハ 直前に支給対象者を雇用していた事業主から再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者との関係の確認（0303 ハ関係）

申請事業主が、直前に支給対象者を雇用していた事業主から再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者又は雇入れの日から起算して1年前の日から当該雇入れ日までの間において当該職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主でないことについて、雇用状況等申立書（様式第1号）の（3）欄により確認する。

ニ 労働者を解雇等していないことの確認（0303 ニ関係）

支給対象者の早期雇入れ支援基準期間に、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇等しなかったことをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

ホ 特定受給資格者となる理由による離職が一定以上でないことの確認（0303 ホ関係）

支給対象者の早期雇入れ支援基準期間において、被保険者を、当該雇入れ日における被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）数の6%に相当する数を超えて、特定受給資格者と判断される離職理由により離職させている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主に該当しないことをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

この場合、雇用保険データでは、算定の対象となる特定受給資格者とは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1 A又は3 Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者である。

ヘ 支給対象者を雇い入れた事業所において必要書類を整備、保管していることの確認（0303 ヘ関係）

支給申請書を受理する際に行い、申請事業主に対して必要な指導を行う。

ト 支給対象事業主が0401 ロの優遇助成に該当していることの確認（0401 ロ関係）
雇入れ支援コース支給申請書（様式第2号）及び添付資料により、次のa、bのいずれかに該当することを確認する。

a 0204 のローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること。

ローカルベンチマークの対象となった期間にかかる財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書等）により「入力シート」の財務分析用入力情報の内容を確認すること。

b 支給申請日の属する年度から遡って直近2年度を比較し、給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%以上上昇させていること。

労働保険確定保険料・一般拠出金申告書等により、雇用保険被保険者数及び確定保険料の算定基礎額（雇用保険分）を確認すること。なお、労働保険事務組合に委託した等の事情により、提出された書類に受理印等が確認できなかった場合は、当該書類の内容が認定された書類と同一であるか確認すること。

チ 同一の雇用保険適用事業所に対する支給限度額の確認（0402 関係）

同一の雇用保険適用事業所につき一の年度の支給対象者が 500 人を超えないことについては、雇入れ支援コース支給申請書（様式第 2 号）の 6 欄及び早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給台帳（様式第 5 号）（以下「支給台帳（様式第 5 号）」という。）により確認する。

0604 賃金台帳の確認

支給対象者が雇入れの日から支給基準日までの間において行った労働に対する賃金の額が 0401 イ又はロのそれぞれの支給対象者に係る支給申請額を下回っていないことを賃金台帳にて確認する。ただし、支払った賃金が支給申請金額を上回ることが明らかな場合については、確認行為は要しないこと。

0700 支給決定

0701 支給決定通知

管轄労働局長は、「第 1 共通要領」0600 により支給・不支給を決定したときは、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給（不支給）決定通知書（様式第 3 号）（電子申請の場合は「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」）により申請事業主に通知すること。

0702 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第 1 共通要領」0801 により支給の取消しを行ったときは、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給決定取消及び返還通知書（様式 4 号）（電子申請の場合は「支給決定取消及び返還通知書」）により支給決定を行った事業主に通知すること。

0703 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳（様式第 5 号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

0800 委任

0801 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0500、0600 及び 0700 に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

0900 附則

0901 施行期日

- イ 本要領は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- ロ 平成 26 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 13 号、能発 0331 第 5 号、雇児発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- ハ 平成 26 年 5 月 15 日付け職発 0515 第 1 号「「雇用関係助成金支給要領（労働移動支援助成金）」の一部改正について」による改正は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。
- ニ 平成 27 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 2 号、能発 0331 第 12 号、雇児発 0331 第 1 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- ホ 平成 27 年 4 月 10 日付け職発 0410 第 2 号、能発 0410 第 2 号、雇児発 0410 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。
- ヘ 平成 28 年 4 月 1 日付け職発 0401 第 40 号、能発 0401 第 10 号、雇児発 0401 第 11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- ト 平成 28 年 7 月 29 日付け職発 0729 第 6 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- チ 平成 28 年 10 月 19 日付け職発 1019 第 1 号、能発 1019 第 1 号、雇児発 1019 第 3 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。
- リ 平成 28 年 12 月 27 日付け職発 1227 第 11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- ヌ 平成 29 年 1 月 27 日付け職発 0127 第 3 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- ル 平成 29 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 7 号、能発 0331 第 2 号、雇児発 0331 第 18 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- ヲ 平成 30 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 2 号、雇均発 0331 第 3 号、開発 0331 第 3 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ワ 平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 2 号、雇均発 0329 第 6 号、開発 0329 第 58 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- カ 令和元年 9 月 27 日付け職発 0927 第 1 号、雇均発 0927 第 1 号、開発 0927 第 1 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- コ 令和 2 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 10 号、雇均発 0331 第 6 号、開発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- ク 令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。
- なお、当分の間、令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第 2 助成金別要領 2(2) 早期雇入れ支援コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。
- ケ 令和 3 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 25 号・雇均発 0331 第 5 号・開発 0331 第 6 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- コ 令和 4 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 55 号、雇均発 0331 第 12 号、開発 0331 第 44 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- ソ 令和 4 年 12 月 2 日付け職発 1202 第 1 号、雇均発 1202 第 1 号、開発 1202 第 5 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 4 年 12 月 2 日から施行する。
- ネ 令和 5 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 14 号、雇均発 0331 第 2 号、開発 0331 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- ナ 令和 5 年 6 月 23 日付け職発 0623 第 1 号、雇均発 0623 第 1 号、開発 0623 第 1 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

- ラ 令和 6 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 8 号、雇均発 0329 第 7 号、開発 0329 第 4 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- ム 令和 7 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 4 号、雇均発 0331 第 8 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- ウ 令和 8 年 4 月 8 日付け職発 0408 第 3 号、雇均発 0408 第 1 号、開発 0408 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 8 年 4 月 8 日から施行する。

0902 経過措置

- イ 平成 26 年 4 月 1 日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成 26 年 5 月 15 日付け職発 0515 第 1 号「「雇用関係助成金支給要領（労働移動支援助成金）」の一部改正について」による様式改正前に提出された様式については、なお従前の例による。
- ハ 平成 27 年 4 月 10 日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。
- ニ 平成 28 年 4 月 1 日より前の雇入りに係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援奨励金）の支給については、なお従前の例による。
- ホ 平成 28 年 4 月 1 日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 平成 28 年 8 月 1 日より前の雇入りに係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））の支給については、なお従前の例による。また、平成 28 年 8 月 1 日以降に次のいずれかに該当する者の雇入れを行った事業主に対する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援奨励金）の支給については、なお従前の例による。
- （イ） 平成 28 年 8 月 1 日より前に認定を受けた再就職援助計画の対象となる者
- （ロ） 平成 28 年 8 月 1 日より前に作成された求職活動支援書の対象となる者
- ト 平成 28 年 10 月 19 日より前の雇入りに係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援奨励金）の支給については、なお従前の例による。
- チ 平成 28 年 10 月 19 日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。
- リ 平成 29 年 1 月 1 日より前の雇入りに係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））の支給については、なお従前の例による。
- ヌ 平成 29 年 1 月 1 日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。
- ル 平成 29 年 2 月 1 日より前の雇入りに係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））の支給については、なお従前の例による。
- ヲ 平成 29 年 2 月 1 日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。
- ワ 平成 29 年 4 月 1 日より前の雇入りに係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））の支給については、なお従前の例による。
- カ 0303 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日より前の雇入れを行った事業主が、平成 30 年 4 月 1 日以降に 0305 に定める職業訓練計画を提出した場合についても適用する。

- ヨ 平成 31 年 4 月 1 日より前の雇入に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- タ 令和元年 10 月 1 日より前の雇入に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- レ 令和 2 年 4 月 1 日より前の雇入に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- ソ 令和 3 年 4 月 1 日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- ツ 令和 4 年 12 月 2 日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- ネ 令和 5 年 4 月 1 日より前の雇入に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。ただし、0213 ハ、0302 ニ、0702 ハ及び 0803 ニの適用についてはこの限りではない。
- ナ 令和 5 年 6 月 26 日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- ラ 令和 6 年 4 月 1 日より前に提出された離職日が令和 6 年 3 月 31 日までの再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- ム 離職日が令和 7 年 3 月 31 日までの再就職援助計画若しくは求職活動支援基本計画書又は特定受給資格者に係る早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- ウ 令和 7 年 4 月 1 日より前に提出された職業訓練計画に係る早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。
- エ 離職日が令和 8 年 4 月 7 日までの再就職援助計画若しくは求職活動支援基本計画書又は特定受給資格者に係る早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- 様式第 1 号 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）対象労働者雇用状況申立書
- 様式第 2 号 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給申請書
- 様式第 3 号 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給（不支給）決定通知書
- 様式第 4 号 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給決定取消及び返還通知書
- 様式第 5 号 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給台帳